

明 高 介 号 外
平成 2 3 年 1 2 月 5 日

市内指定居宅介護支援事業所
市内小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様
市内福祉用具貸与事業所

明石市保険・健康部高年介護室介護保険担当課長

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の取り扱いについて（通知）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

みだしの件につきまして、下記のとおり取り扱うことにしましたので、今後の対象商品の取り扱いにはご注意ください。

記

○ナーセントパット A

・明石市では、テクノエイド協会の登録を基準としているため、事業所から体位変換器としてこの商品の貸与が保険給付の対象となるかどうかとの問い合わせに対しては、テクノエイド協会の登録がないため、不可としておりました。

しかし、今後、介護保険の認定者数も増え、様々な症状等に対応するためには、テクノエイド協会の登録商品だけでは、対応が難しいのではないかと判断し、ナーセントパット A の体位変換器としての機能と厚生労働省の告示（別紙）及び Q&A（別紙）を勘案した結果、この商品を体位変換器として認めることにしました。

ただし、あくまで体位変換器として認めたものであり、体位保持や床ずれ防止の目的のみでの貸与は認めておりません（例：車椅子の付属品として座った状態の体位保持のためにレンタルする。）。

そのため、ナーセントパット A を貸与する場合は、利用者の身体状況等から必要性を十分検討し、ケアプラン等で体位変換を目的とするものであるということを明確に位置付けするようお願いします。

また、この取り扱いは、明石市の被保険者についてですので、他市町村の被保険者については、各市町村にご確認ください。

なお、適用開始については、平成 24 年 1 月 1 日からとします。

お問い合わせ先

明石市保険・健康部

高年介護室給付係

TEL : 078 (918) 5091 (直通)

FAX : 078 (919) 4060

・告示

介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて

(老企第三四号)

(一部抜粋)

第1 福祉用具

(6) 体位変換器

貸与告示第六項に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位への体位の変換を容易に行うことができるものをいう。ただし、専ら体位を保持するためのものは除かれる。

・Q&A

事務連絡

平成14年3月28日

各都道府県介護保険主管課(室) 御中

厚生労働省老健局主管課

運営基準に係る Q&A について

(一部抜粋)

V 福祉用具

【福祉用具貸与の対象となる体位変換器】

福祉用具貸与の対象となる体位変換器について、「専ら体位を保持するためのものは除かれる」とあるが、これは、体位の保持にも用いることができ、かつ、身体の下に挿入することが容易にできるような工夫を施す等により、体位の変換が容易にできるようにするものを排除するものではないと解してよいか。

(答)

当該ただし書は、まくら、座布団等、通常専ら就寝や安息のための用途に供されるものを除外する趣旨である。従って、使用方法によっては体位の保持の機能を持つものであっても、身体の下への挿入が容易で、かつ、挿入後も形態が崩れないなど体位の変換に活用できるものであれば、対象となる。